

雇用保険 数字の合格練習帳

雇用保険法の得点アップは、数字の攻略がカギ！ そこで、「数字を問う問題」を一堂にまとめました。集中的に数字問題を解いて、合格を引き寄せましょう！

社労士受験指導講師
引屋敷 幸子
(山川社労士予備校)



適用事業・適用除外

- 01 労働者が雇用される事業が適用事業となる。ただし、個人経営で、雇用する労働者の数が常時10人未満の農林水産業の事業（船員が雇用される事業を除く）が、任意適用事業となる。
- 02 1週間の所定労働時間が20時間未満の者（特例による申出をして高年齢被保険者となる者、日雇労働被保険者を除く）は適用除外となり、被保険者とならない。
- 03 同一の事業主の適用事業に継続して30日以上雇用される見込みがない者（前2月の各月において17日以上同一の事業主の適用事業に雇用されたものを除く）は適用除外となり、被保険者とならない。

【解答・解説】

- 01 × 常時**5人未満**の農林水産業の事業（船員が雇用される事業を除く）が、任意適用事業となる。国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（全ての業種）、船員が雇用される水産の事業は、労働者を1人でも雇用すると適用事業となる。（法5条1項、法附則2条1項他）
- 02 ○ また、国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超える者も適用除外となる。（法6条）
- 03 × 同一の事業主の適用事業に継続して**31日**以上雇用される見込みがない者（前2月の各月において**18日**以上同一の事業主の適用事業に雇用されたものを除く）は適用除外となり、被保険者とならない。（法6条）

【被保険者の判断基準・届出】

- 04 「短時間労働者」とは、その者の1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、20時間未満である者をいう。
- 05 適用事業所設置届の提出期限は、設置の日の翌日から起算して20日以内である。
- 06 被保険者資格取得届の提出期限は、事実のあった日の属する月の翌月10日までである。
- 07 被保険者資格喪失届の提出期限は、事実のあった日の翌日から起算して10日以内である。
- 08 日雇労働被保険者資格取得届の提出期限は、該当するに至った日から起算して10日以内である。

【解答・解説】

- 04 × 「短時間労働者」とは、その者の1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、**30時間未満**である者をいう。(行政手引20901)
- 05 × 適用事業所設置届の提出期限は設置の日の翌日から起算して**10日**以内である。(則141条)
- 06 ○ なお、「厚生労働省令で定める事項」をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。(則6条1項)
- 07 ○ なお、被保険者でなくなったことの原因が離職であるときは、当該資格喪失届に「雇用保険被保険者離職証明書(離職証明書)」を添えなければならない。(則7条1項) また、被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認を請求することができる。ただし、日雇労働被保険者については、確認制度は適用されない。(法8条、法43条4項)
- 08 × 日雇労働被保険者資格取得届の提出期限は該当するに至った日から起算して**5日以内**である。(則71条) 日雇労働被保険者任意加入の認可を受けようとするときは、管轄公共職業安定所に出頭し、「日雇労働被保険者任意加入申請書」に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。(則72条)